○男鹿地区消防一部事務組合小型無人航空機の 運用に関する要綱

平成 30 年 9 月 18 日 要 綱 第 3 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、男鹿地区消防一部事務組合が所有する小型無人航空機 (以下「ドローン」という。)の安全かつ適正な運用のため、航空法(昭和 27年法律第231号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとす る。

(目的)

第2条 ドローンは、災害現場等で静止画又は動画を撮影し、災害状況の把握 及び効率的な人命救助を行うことを目的とする。

(操縦できる者)

- 第3条 ドローンを操縦することができる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 無人航空機の講習団体が開催するドローン飛行講習を受講した者
 - (2) 前号に該当する職員監督の下に10時間以上の飛行訓練を実施した者

(役割分担)

第4条 ドローンを飛行させるときは、操縦士のほか1名以上の監視員を配置 し相互に安全確認を行う体制をとる。

(安全点検)

- **第5条** ドローンを飛行させるときは、その飛行前に次に掲げる点検及び整備を行わなければならない。
 - (1) 本体コンパスの調整
 - (2) 本体及びリモコンのバッテリーの残量確認
 - (3) プロペラの状態確認
 - (4) カメラの状態確認
 - (5) 撮影用アプリケーション及び接続状態の確認
 - (6) 前各号に掲げるもののほか飛行の安全を確保するために必要な点検及 び整備

(飛行の場所)

- 第6条 ドローンは、次に掲げる場所では飛行させてはならない。
 - (1) 電線、樹木その他操縦の妨げになる構造物がある場所
 - (2) 鉄道、道路その他交通を妨げる恐れがある場所
 - (3) 住民等のプライバシーを侵害する恐れがある場所
 - (4) 他者に危害を加える恐れがある場所
 - (5) 電波の状態が不安定になる恐れがある場所
 - (6) 前各号に掲げるもののほか安全の確保が困難である場所

(その他飛行の条件)

- **第7条** ドローンは、前条に規定する場所のほか、次に掲げる条件時には飛行させてはならない。
 - (1) その操縦士がドローンを視認できない範囲での飛行
 - (2) 降雨、降雪、強風時(風速6m/秒以上)
 - (3) その他安全な飛行が困難な場合
- 2 他人の土地の上空でドローンを飛行させる場合には、土地所有者の同意又は承諾を得てから行うこと。

(飛行記録の保管)

- **第8条** ドローンを飛行させた際は、次に掲げる飛行に関する事項を記録し保管すること。
 - (1) 飛行年月日
 - (2) ドローンを飛行させた者の氏名
 - (3) 飛行の概要(飛行目的及び内容)
 - (4) 離陸場所及び離陸時刻
 - (5) 着陸場所及び着陸時刻
 - (6) 飛行時間
 - (7) 飛行の安全に影響のあった事項(ヒヤリ・ハット等)

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。